

「子どもの居場所」づくりに取り組んでいます

未来を担う子どもたちを育む機会・場所を家庭や学校が一緒になって、つくっていきませんか。子どもがふれあいを通じて、大人たちも交流を深めることができ、人を育む地域の再生にも結びつきます。

文部科学省は、平成16年度より地域子ども教室推進事業を実施しました。

心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むために、「子どもの居場所づくり新プラン」を全国的に実施している



ものです。学校などを活用して、子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や休日に地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されるよう取り組んでいるものです。

賛同して、週末などに各小・中学校の体育施設等を利用して活動しています。これらの団体は、体力づくりや技能の向上のほかに、学年の異なる友達や大人の交流機会を増やし、人付き合いや自分の考えを伝える力を育むことなどを目的としています。

生涯学習課社会教育係 電話(70)0382

固定資産税関係のお知らせ

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧できる方

また、「子どもの居場所」づくりを通じて、退職した企業人や教員など地域の有識者の活躍の場も広がります。

①土地価格等縦覧帳簿(所在地番、地目、地積、価格) ②家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格) ③本町に家屋を所有し、固定資産税が課税されている方

申告書への付表の添付

申告書と併せて課税売上げの額および課税仕入れ等の税額の明細等を記載した付表の添付が必要です。

縦覧場所 税務課 縦覧日時 4月1日(金) 5

課税台帳の閲覧と証明制度 本町に土地・家屋を所有している方(納税義務者)および土地・家屋の借地人・借家人等は、4月1日より当該土地または家屋の固定資産税課税台帳の閲覧および固定資産税課税台帳記載事項証明書を

納税通知書の発送 平成17年度の固定資産税納税通知書は、4月中旬に発送します。第1期納期は、5月2日(月)です。

町民課課税係 電話(70)0322

人口動態職業・産業調査にご協力を

厚生労働省では、毎年人口動態調査を実施しています。これは、皆さんからの各届書をもとに、出生や死亡の状況等を調査するものです。国勢調査の行われる年には、届書に職業の記入もお願いしています。調査結果は、今後の保健福祉の向上のための統計資料として活用します。皆さんのご協力をお願いします。

- ▶調査期間 = 4月1日(金)~平成18年3月31日(金)
▶調査対象 = 出生届、死亡届、死産届、婚姻届、離婚届の届け出をした方
▶調査方法 = 届書を提出時に職業を記入していただきます。不明な点は、窓口でお尋ねください。
※死亡届には、産業も併せて記入

町民課戸籍係 電話(70)0341

本町の代表選手が力走！堂々の3位

第35回山武郡市民駅伝競走大会

毎年、9市町村の駅伝代表選手が日ごろの練習成果を競い合い、コース全12区で熱戦を繰り広げる山武郡市民駅伝競走大会。冷たい浜風の吹いた2月11日に蓮沼村で行われました。

開会式には、各チーム小・中・高校生、一般で編成されたメンバーと9市町村長、応援者などが出席。開催者あいさつなどののち、大網東小の川口真司君が緊張の面持ちで、選手宣誓を行いました。その後、各選手の高まる緊張と観客の期待の中、9時30分にスポーツプラザ前をスタート。本町1区Aの加藤愛澄

求めることができます。場所 税務課 時間 8時30分~17時15分 持ち物 印鑑、運転免許証などの身分証明書、借地人・借家人等は賃貸借誓約書等

「今日はコースによって、風が冷たく舞い、走りづらかった。自分のベストとはいきませんでした。みんなで1本のタスキをつなげることができて嬉しかったです」と息を切らせながらも笑顔で語ってくれました。

本町団体順位(敬称略) 3位 加藤愛澄、渡辺多恵、富塚育美、金坂翔平、長嶋峰司、川口真司、石渡翔、鐵本智大、飯田真唯子、齊藤大志、山下優一、中村慶太、安藤直樹

本町代表選手の区間賞(敬称略) 1区A 加藤愛澄(大網中) 1区B 渡辺多恵(白里中)

3区金坂選手から4区長嶋選手へ

大会結果 小学6年生以下の部 優勝 F C ウイング 準優勝 九十九里 J F C 第3位 季美の森 F C E A S T・S C

スポーツ通信

町サッカーフェスティバル(小学生の部)結果

青少年のサッカー技術の向上や山武郡内外のさまざまなクラブ・チームとの交流促進を目的として1月29日・30日、増穂北小・季美の森小の両グラウンドを会場に町サッカーフェスティバルが開催されました。

小学5年生以下の部 優勝 九十九里 J F C 準優勝 パサニオール 第3位 増穂 F C みずほ・A

確定申告はお済みですか

所得税と贈与税

平成16年分の所得税と贈与税の申告と納税期限は3月15日(火)までです。

期限間近になると、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。

また、期限内に申告や納税をしなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税などを余分に納めなければなりませんのでご注意ください。

消費税および地方消費税

個人事業者の消費税および地方消費税の申告は3月31日(木)までです。期限内に平成16

年分消費税および地方消費税の確定申告書を提出し、納税を済ませなければなりませんのでご注意ください。

課税事業者とは

平成14年中(基準期間)の課税売上高が3千万円を超えている事業者 ・ これ以外の事業者で「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者

消費税の口座振替

消費税の納税も銀行等の預金口座から振替納税ができます。希望される方は、税務署または金融機関窓口で3月31日(木)までに手続きを済ませてください。

町営駐輪場の定期利用申請

町営駐輪場の平成17年度定期利用申請の許可(ステッカー・許可証等の交付)を次のとおり行います。

3月24日以降は窓口が大変混雑しますので、早めに申請をお願いします。

▶受付開始日=3月14日(月)

▶交付開始日=3月24日(木)

※3月23日(木)以前は申請受付のみとなり、ステッカー・許可証等の交付は24日(木)以降になります

利用料(上段は月額、下段は年額) (単位:円)

利用される方	自転車		原動機付自転車	
	一般	学生	一般	学生
町内	1,500	500	2,000	750
	16,500	5,500	22,000	8,250
町外	2,000	750	3,000	1,000
	22,000	8,250	33,000	11,000

申請に必要な物

①新規利用: 申請書、印鑑、原付の場合はナンバープレートの番号、自転車の場合は車体番号・防犯登録番号

②継続利用: 利用許可証

(注) 学生の方は、①・②どちらの場合でも学生であることを証する学生証などが必要です

申請先: 町営駐輪場管理人室 電話(73)8308

生活環境課交通防犯係

電話(70)0387